第 18 講　選挙と政治参加②

1　日本の選挙の問題点

①議員定数不均衡（ふきんこう）問題＝「一票の格差」問題

公職選挙法で定められた選挙区ごとの議員定数と有権者数との比率の格差が大きく（２倍以上），**一票の価値に開きがある**，という問題。**議員定数の配分**が，４原則の一つである「平等選挙（投票価値の平等原則）」に反しているとされる。

A　衆議院

最高裁は 1972 年（格差 4.99 倍）と 1983 年（格差 4.4 倍）の定数配分に対し「違憲」との判決。ただし，選挙自体の無効は避けた事情判決。その他にも５度「違憲状態」との判決を出している。

※2013 年，広島高裁で戦後初の選挙無効判決があったが，最高裁が選挙自体は有効とした。

B　参議院

最高裁は３度「違憲状態」との判決を出している。

※参議院のほうが小選挙区制の衆議院より格差が大きくなりがち。

②低い投票率

国政選挙の投票率ですら 50％を下回ることもある（2019 年の参院選は 48.8％）。2020 年現在，衆・参ともに直近の投票率は 40 ～ 50％台に留（とど）まっている。

A　背景

あ　国民の政治不信

い　若者を中心とする**政治的無関心〔ポリティカル＝アパシー〕**

B　対策

あ　投票時間の延長

1997 年に，従来の７時～ 18 時を 20 時まで延長した。

い　**不在者投票**制度

病院に入院中の人や船員などが対象であったが，買い物・レジャーなど私用も可となった。

う　期日前（ぜん）投票制度

え　**在外選挙制度→**外国在住の邦人〔日本人〕の投票

1998 年から衆参の比例代表制，2006 年から衆参の選挙区制で在外投票が可能となった。

※ 2005 年に最高裁判所の違憲判決が出たため。

お　インターネットによる選挙運動〔ネット選挙〕の解禁（2013 年）

選挙期間中の政党・候補者・有権者による情報発信が，一部可能となった。

※未成年者による選挙運動は不可。

か　電子投票

地方選挙のみ 2002 年から可能となった。

③金権選挙

買収・供応（きょうおう）などは後を絶たないが，取り締まりが不徹底で罰則も軽い。冠婚葬祭（かんこんそうさい）に対する寄付の制限や，選挙違反に対する**連座制**が強化されるなど対策が進む。

※候補者と一定の関係にある者（＝**秘書**・選挙運動責任者・親族など）が選挙違反で刑に処せられた場合，**候補者自身が関与していなくても当選無効**とされる。また，その後，その選挙区での立候補にも５年間の制限が課される。

※ 1994 年に**政治資金規正法が改正**され，企業・団体による政治家個人への献金は禁止されたが，政党や政党の政治資金団体への献金は禁止されていない。また同年，**政党助成法**が成立し，国民一人あたり年額 250 円を**政党交付金**として国が支出するようになった。

④選挙権の拡張

A　成年被後見人の選挙権回復（2013 年）

B　**満 20 歳以上から満 18 歳以上へ**（2015 年，翌年実施）

C　**永住外国人への選挙権は認められていない**

しかし，自治体選挙への選挙権を認める公職選挙法の改正に関しては，最高裁は憲法で禁じているとはいえないと判断している。

⑤その他の問題点

泡沫（ほうまつ）候補の乱立を防ぐための供託金（きょうたくきん）制度の金額や没収規定は適切か，選挙運動期間（衆議院 12 日間・参議院 17 日間）は適切か，など。

２　世論とマスコミ

①世論

A　**世論**とは？

公共の問題について，多数の国民が共通してもつ意見。社会で一般的に合意されている意見。

※世論〔ポピュラー＝センチメンツ〕は，もとは輿論（よろん）〔パブリック＝オピニオン〕と書く。

B　世論の形成

あ　知る権利と情報公開

い　言論・表現の自由の保障

う　政治教育

C　**世論調査**

とらえどころのない世論を各種調査により数値化したもの。内閣支持率や政党支持率など。

※世論調査の結果は，同じ事項を調査したものであっても，調査主体・質問法などにより異なる結果を生む。

D　**大衆政治〔大衆迎合主義・ポピュリズム〕**

20 世紀に普通選挙制度が発達し，大衆の政治参加が始まった。大衆政治とは，大衆の世論により政治が左右されるようになったことをいう。

※ただ選挙の勝利を狙う政治家（＝ポピュリスト）が，現実性・合理性が乏（とぼ）しい政策を掲（かか）げ有権者の人気を得ようとすることが，ポピュリズムの典型。

※硬直的な政治構造の打破を訴える候補者に人気が集中するのは，人々の日常的な政治的無関心と表裏一体の現象。

②**マスメディア**→新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど

Ａ　**マスメディア**の役割

不特定多数に対し一方的に大量の情報伝達（＝**マス＝コミュニケーション〔マスコミ〕**）を行い，娯楽（ごらく）を提供し，世論を形成する。また，「知る権利」の担い手として政府と大衆を媒介する。

※そのため，報道の自由や取材の自由が保障されている。

Ｂ　マスメディアの問題点

あ　権力者による**世論操作**

ナチス＝ドイツのプロパガンダ〔政治的宣伝〕が典型。政治権力や資本圧力による干渉・統制により公共性・公平性を保てず。

※官庁や大企業における記者クラブの存在。取材対象が不利な情報を隠したり，虚偽（きょぎ）の情報を流すこともある。

い　**商業主義・営利主義〔コマーシャリズム〕**

興味本位的，視聴率・売上至上（しじょう）主義により扇情（せんじょう）主義〔センセーショナリズム〕がまかり通る。メディアスクラム〔集団的過熱取材〕も問題化している。

※たとえば「取材源の秘匿」は，法律上の規定はなくとも，ジャーナリストの最低限のルールだが……。

う　**「第四の権力」**

しかし，立法・行政・司法の三権を監視せず，権力化しているとの批判も多い。

※投票行動に影響を及ぼすアナウンス効果も絶大。

→「世論による政治」

③政治参加

A　**政治的無関心〔ポリティカル＝アパシー〕**の増加

あ　個人主義化

い　社会の複雑化・専門・巨大化

う　政治への失望・不信感

無党派層の増加。党員や圧力団体〔利益集団〕に基礎を置く政党政治の仕組みの崩壊，政党の離合集散による有権者との関係性の希薄さなどが招く。

え　世代間の対立

お　将来への絶望

B　リースマン（米）による政治的無関心の類型

あ　伝統型無関心

政治に無知。「支配者に任せておけばいい」という考え。

い　現代型無関心

政治に冷淡。「自分には関係ない」「どうせ変わらない」「政治など意味がない」という，無政治的・脱政治的・反政治的な態度に３分類できる。

C　情報化社会における政治参加

あ　**情報通信技術〔IT・ICT〕**の発達と普及

インターネットの普及によりHP〔ホームページ〕やブログの活用が進む。また，**SNS〔ソーシャルネットワーキングサービス〕**の普及により，既存のマスメディアに加え，ツイッター・インスタグラム・フェイスブックなどの**ソーシャルメディア**が登場。

※先進国においては，いつでも・どこでも・誰でも・意識せずに情報通信技術を利用できる，**ユビキタス**〔遍在（へんざい）〕情報社会が到来。

※近年では，ｅデモクラシーとよばれる電子メディア上の情報提供や議論も盛んに行われている。

い　情報量の増大

批判的な視点を忘れず，**情報を主体的に読み取り，活用する能力（＝メディア＝リテラシー）**の必要性。

う　**情報格差〔デジタル＝ディバイド〕**の発生

年齢・教育水準・能力・経済力などにより格差が生まれる。

第 18 講　政治分野確認テスト

1 「一票の格差」問題についての最高裁判決について正しいものを選べ。

①衆議院で「違憲」判決が出て，選挙が無効となった。
②参議院で「違憲」判決が出て，選挙が無効となった。
③衆議院で「違憲」判決が出たが，選挙自体は有効とされた。
④衆参両院で「違憲」判決が出たことはない。

2 「政治的無関心」をカタカナで何というか？

①パーティピープル　②ポリティカル＝アパシー
③ポリティカル＝コレクトネス　④バーンアウト＝シンドローム

3 現在行われている低い投票率への対策としてふさわしくないものを選べ。

①投票時間の延長　②期日前投票制度
③在外選挙制度　④永住外国人への選挙権付与

4 社会で一般的に合意されている意見を何というか？

①世論　②忖度（そんたく）　③景気　④流行

5 選挙の勝利を狙う政治家が，現実性・合理性が乏（とぼ）しい政策を掲（かか）げ有権者の人気を得ようとすることを何というか？

①ファシズム　②ポピュリズム　③社会主義　④国家主義

6 現代におけるポピュリストの代表とされる人物とは？

①金正恩　②習近平　③トランプ　④プーチン

7　俗に「第四の権力」ともよばれてきたものとは？

①専業主婦　②マスメディア　③教育委員会　④ PTA

8　批判的な視点を忘れず, 情報を主体的に読み取り, 活用する能力を何というか？

①ユビキタス　②デジタル＝ディバイド
③メディア＝リテラシー　④ソーシャルメディア

解答

1	③	2	②	3	④	4	①	5	②
6	③	7	②	8	③				